

学校再編準備委員会

第1回 総務部会

日時 令和6年5月16日(木)

場所 合川小学校 レインボーホール

協議事項

- (1) 「新たな小学校」の校名について
 - 校名候補の選定方法について
 - 選定方法の確認事項について
- (2) その他(今後のスケジュール)

(1)「新たな小学校の校名」について

【「天栄中学校区における学校再編計画」P28より】

「新たな小学校」の創設に伴い検討する新たな校名・校歌・校章等は、これまでの3校での歴史や伝統、地域性、「新たな小学校」に込める思いなど様々な視点から検討する必要がある。



「新たな小学校」で学ぶ児童や保護者、地域住民などから広く公募するなど、地域の思いが込められたものになるよう進める。

校名が決定されるまでの流れ

校名は、教育委員会が校名候補を決定した上で、学校の位置等を定める「学校設置条例」の改正（議会議決）により、決定されます。

校名候補の選定

- ・事務局での整理
- ・総務部会での協議
- ・子どもたちによる投票
...等



校名候補の決定 (教育委員会)



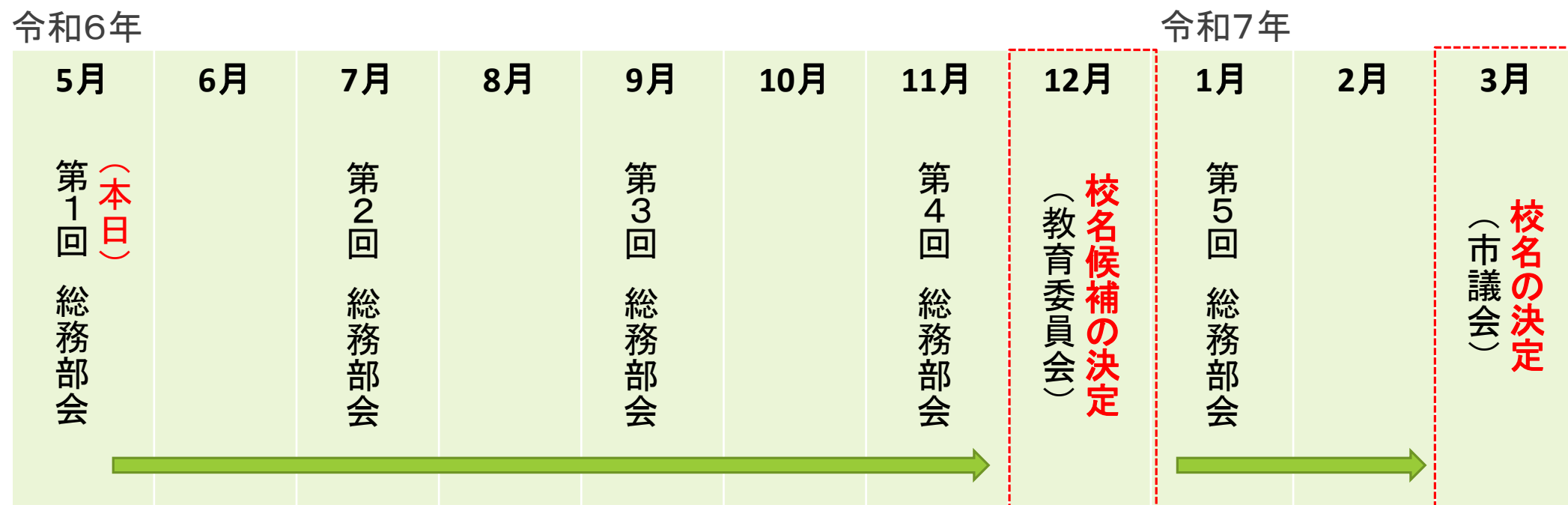
校名の決定 (市議会)

【地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）】

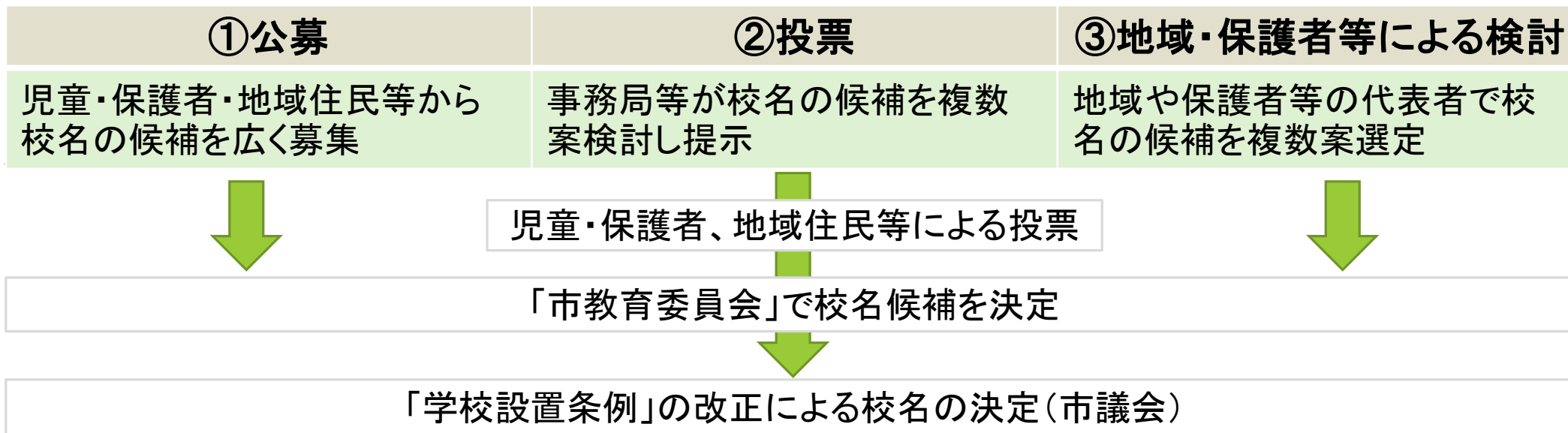
第1項 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

校名の決定時期

(案)「新たな小学校」の開校準備を円滑に行えるよう、また、十分な周知期間を設けることができるよう、**令和6年12月**を目途に教育委員会で校名候補を決定し、**令和7年3月**定例議会にて「学校設置条例」の改正により、校名を決定する。



(他市の事例)



<メリット>

- ・幅広い意見が聞ける
⇒子どもたちも積極的に参加
- ・新設校への意識が高まる

<デメリット>

- ・候補の絞り込みが必要
- ・公募を行う範囲の調整が必要

<メリット>

- ・候補が絞り込みやすい

<デメリット>

- ・幅広い意見が得られにくい
- ・押し付けられた印象が残る
- ・候補案の選定基準が曖昧

<メリット>

- ・候補が絞り込みやすい

<デメリット>

- ・幅広い意見が得られにくい
- ・代表者の負担が大きい

意見交換

「新たな小学校」の校名について、
ご意見をお聞かせください。

【協議】選定方法の確認事項について

(公募とする場合の協議事項)

- ① 対象範囲
- ② 応募方法
- ③ 募集期間
- ④ 候補の絞り込みの基準

...など

【協議】選定方法の確認事項について

(公募とする場合)

① 対象範囲

(案) 合川、天名、郡山に居住する方
(現在、3校の学校区に居住する方)

参考: 他自治体例

- ・市外在住の卒業生も応募可能

協議内容

- ・地域を限定して募集してよいか。
- ・市外在住の卒業生も応募可能とするか。
など

② 応募方法

(案) 次のいずれかの方法で応募できることとする

- ・ 持参、郵送、FAXで教育政策課へ
- ・ 応募箱に投函
⇒合川小・天名小・郡山小、鈴鹿市役所、地域公民館 等
- ・ 鈴鹿市教育委員会ウェブサイト
⇒応募フォームをダウンロードし、入力してEメールで送信

協議内容

- ・他にも応募方法があるか
- ・事務局で提案した応募方法でよいか。
(不要なものがあるか)

参考:他自治体例(福岡県筑後市)

筑後市立水田・下妻・古島小学校の再編による
新しい小学校の学校名を募集します！



「新しい小学校名」応募用紙



ふりがな		
学 校 名	筑後市立	小学校
この学校名を 付けた理由		

(公募とする場合)

③ 募集期間

(案) 10月上旬～11月上旬

参考:他自治体例

- ・3週間から1か月程度(長いところで2か月)

協議内容

- ・募集期間は適切か。

④ 候補の絞り込みの基準

参考:他自治体例

- ・新たな小学校をつくるという考えから、地域の名前は使用しない
- ・同じ名称は、何件あっても1案とする
- ・1案に対する応募数は公表しない
- ・1案に対する「多い」「少ない」は、校名の選定及び決定に影響しないものとする

...など

第2回以降の総務部
会にて協議

(2) その他(今後の予定等)

7月上旬 第2回 総務部会 ・校名募集要項、周知方法
等の検討

7月下旬 第1回 代表者会議 ・進捗状況の報告

9月上旬 第3回 総務部会 ・校名候補の選定基準
・記念行事に関する 検討

10月 校名募集